

## 相模原市浄化槽清掃補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、浄化槽の適正な維持管理を促進するため、浄化槽管理者が負担する浄化槽清掃料金に対する補助金(以下「浄化槽補助金」という。)の交付等について、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則(昭和45年相模原市規則第23号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 合併処理浄化槽 浄化槽法(昭和58年法律第43号、以下「法」という。)第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年法律第106号)附則第2条に規定する浄化槽をいう。
- (3) 浄化槽 合併処理浄化槽と単独処理浄化槽の総称をいう。
- (4) 浄化槽管理者 法第7条第1項に規定する浄化槽管理者をいう。
- (5) 浄化槽清掃 法第2条第4号に規定する浄化槽の清掃及び浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の一部引出しをいう。
- (6) 浄化槽清掃事業者 法第2条第9号に規定する浄化槽清掃業者をいう。
- (7) 家庭系浄化槽 居住の用に供する建築物に設置されている浄化槽をいう。
- (8) 事業系浄化槽 家庭系浄化槽以外の浄化槽をいう。

### (補助対象)

第3条 この浄化槽補助金は、城山地区、津久井地区、相模湖地区及び藤野地区(編入前の城山町の区域、津久井町の区域、相模湖町の区域及び藤野町の区域をいう。)の浄化槽管理者(原則として公共施設を除く。)が行う浄化槽清掃に対して、1の年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。)において、1基の浄化槽につき2回(全ばっ気型にあっては、1の年度において1基の浄化槽につき3回、市長が必要と認める浄化槽にあっては、1の年度において1基の浄化槽につき市長が別に定める回数)に限り交付するものとする。

### (補助基本額及び補助額)

第4条 補助基本額及び補助額は、前条に掲げる浄化槽清掃に対して、別表第1に定める補助基本額及び補助額を適用するものとする。

2 別表第1に定める人槽を超える家庭系浄化槽の補助基本額は、汚水処理料1リ

ットルにつき12,320円と別表第2に定める清掃料の合計額とし、補助額は相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例(昭和47年相模原市条例第12号)別表第1の規定により算出した手数料(以下「条例手数料」という。)を補助基本額から控除した額とする。

3 別表第1に定める人槽を超える事業系浄化槽の補助基本額は、汚水処理料1リットルにつき12,320円と別表第2に定める清掃料の合計額とし、補助額は別表第1に定める当該方式の最大人槽の補助額とする。

4 家庭系浄化槽又は事業系浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の一部引出しをした場合の補助基本額は、汚水処理料1リットルにつき12,320円と別表第2に定める清掃料の合計額とし、補助額は条例手数料を補助基本額から控除した額とする。ただし、事業系浄化槽に係る補助額は別表第1に定める当該方式の最大人槽の補助額を上限とする。

5 前3項の規定により算出した汚水処理料又は条例手数料に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

6 第1項から第4項までの規定にかかわらず、次の各号に該当する場合の補助額は別表第3に定めるとおりとする。

(1) 災害のために市長が必要があると認めたとき。

(2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による扶助を受けているとき。

(3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付を受けているとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。

(交付の申請)

第5条 浄化槽補助金の交付を受けようとする浄化槽管理者(以下「申請者」という。)は、浄化槽清掃事業者を経由して、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要と認めた場合は、申請者は浄化槽清掃事業者を経由せずに市長へ提出することができるものとする。

(1) 浄化槽清掃補助金交付申請書(以下「申請書」という。)

(2) その他市長が必要と認める書類

2 浄化槽清掃事業者は、毎月1日から月末までに実施した浄化槽清掃における前項の交付申請書類を翌月5日までに市長へ提出しなければならない。ただし、市長が必要と認めた場合はこの限りではない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請を受けた場合において、その内容を審査し補助の可否を決定し、交付決定する場合は浄化槽清掃補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。この場合、規則15条に定める額確定の通知は、浄化槽清掃補助金交付決定通知書をもって行うものとする。

(交付請求)

第7条 前条の規定により、交付決定通知を受けた申請者は、浄化槽清掃事業者を経由して、次の各号に掲げる書類を市長に提出して、補助金の交付を請求するものとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、交付決定通知を受けた申請者は浄化槽清掃事業者を経由せずに市長へ提出することができるものとする。

(1) 浄化槽清掃補助金交付請求書(以下「請求書」という。)

(2) 浄化槽清掃補助金交付決定通知書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

2 請求書の請求日は、補助金の交付決定日とする。ただし、交付決定通知を受けた申請者が第8条に規定する浄化槽補助金の受領を浄化槽清掃事業者に委任するときは、浄化槽清掃事業者が指定する日を請求日とすることができるものとする。

3 浄化槽清掃事業者は、毎月1日から月末までに実施した浄化槽清掃における前項の交付請求書類を翌月15日までに市長へ提出しなければならない。ただし、市長が必要と認めた場合はこの限りではない。

(受領委任)

第8条 浄化槽管理者は、浄化槽補助金の受領を浄化槽清掃事業者に委任するときは、浄化槽清掃補助金受領委任届出書を浄化槽清掃事業者を経由して市長へ提出しなければならない。この場合において、浄化槽管理者は浄化槽清掃事業者に受任の同意を得なければならない。

2 浄化槽清掃事業者は、毎月1日から月末までに実施した浄化槽清掃における前項の受領委任届出書類を翌月15日までに市長へ提出しなければならない。ただし、市長が必要と認めた場合はこの限りではない。

3 市長は、第1項の委任(以下「受領委任」という。)の円滑な実施を図るため、浄化槽清掃事業者と協定を締結するものとする。

(交付)

第9条 市長は、第7条第1項の規定による補助金の交付の請求を受けた場合においては、その内容を審査し、適正と認めたときは、速やかに当該浄化槽管理者へ補助金を交付するものとする。

2 市長は、受領委任の届出を受けている場合においては、当該浄化槽清掃事業者

が指定する金融機関の預金口座へ口座振替により補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し等)

第10条 市長は、補助金交付の決定を受け、又は補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合、補助金交付の取消し又は既に交付した補助金の金額の返還を命ずることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) その他市長が補助の必要がなくなったと認めたとき。

(実績報告)

第11条 規則第14条に規定する実績報告は、第5条第1項第1号に定める申請書及び第7条第1項第1号に定める請求書(以下「申請書等」という。)により代えることができるものとする。この場合、申請書等の収支予算書の項は収支決算書と読み替えるものとする。

(様式)

第12条 この要綱の規定により使用する書類の様式は、市長が別に定める。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の相模原市浄化槽清掃補助金交付要綱の規定により定められた様式の内紙が残存するときは、当該内紙が残存する間、所要の修正をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 この要綱及び規則の施行の際現に改正前の相模原市浄化槽清掃補助金交付要綱及び規則の規定により定められた様式の内紙が残存するときは、当該内紙が残存

する間、改正後の規定により定められたものとして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の前に行われた浄化槽清掃に対する補助基本額及び補助額については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の前に行われた浄化槽清掃に対する補助基本額及び補助額については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の前に行われた浄化槽清掃に対する補助基本額及び補助額については、なお従前の例による。

別表第1(第4条関係)

浄化槽清掃補助額定額表

方式	人槽	総容量 (リットル)	補助基本額	家庭系		事業系		
				補助額	市民負担額	補助額	事業者負担額	
合併処理浄化槽	嫌気ろ床接触ばっ気型	5	2,800	42,300	20,500	21,800	13,500	28,800
		6	3,480	52,200	25,100	27,100	16,400	35,800
		7	4,160	60,600	28,200	32,400	17,700	42,900
		8	4,840	69,000	31,200	37,800	19,100	49,900
		10	6,200	87,100	38,700	48,400	23,100	64,000
		12	7,560	105,300	46,500	58,800	27,600	77,700
		15	9,600	130,400	55,700	74,700	31,700	98,700

		20	13,000	172,300	71,000	101,300	38,400	133,900
性能評価(コンパクト)型		5	2,060	33,200	17,000	16,200	11,800	21,400
		6	2,440	37,900	18,900	19,000	12,800	25,100
		7	2,820	42,600	20,500	22,100	13,400	29,200
		8	3,160	48,300	23,700	24,600	15,800	32,500
		10	3,950	58,000	27,200	30,800	17,300	40,700
		14	5,610	79,900	36,300	43,600	22,200	57,700
		18	6,570	91,700	40,500	51,200	24,000	67,700
		21	7,440	103,800	45,900	57,900	27,300	76,500
高度処理型		5	2,890	43,500	20,900	22,600	13,600	29,900
		6	3,250	49,400	24,000	25,400	15,800	33,600
		7	3,620	53,900	25,700	28,200	16,600	37,300
		8	4,100	59,900	28,000	31,900	17,800	42,100
		10	5,060	73,100	33,700	39,400	21,000	52,100
		14	7,420	103,600	45,700	57,900	27,100	76,500
		18	9,110	124,400	53,300	71,100	30,500	93,900
		21	10,870	146,100	61,600	84,500	34,400	111,700

単独処理浄化槽	腐敗タンク型	5	1,500	26,300	14,600	11,700	10,800	15,500
		6	1,600	27,600	15,000	12,600	11,000	16,600
		7	1,700	28,800	15,400	13,400	11,100	17,700
		8	1,800	30,000	16,000	14,000	11,500	18,500
		10	2,000	32,500	16,900	15,600	11,800	20,700
		12	2,200	35,000	17,700	17,300	12,100	22,900
		15	2,500	38,700	19,100	19,600	12,800	25,900
		20	3,000	44,800	21,300	23,500	13,800	31,000
	全ばっ気型	5	750	15,000	9,200	5,800	7,300	7,700
		6	800	15,600	9,200	6,400	7,100	8,500
		7	850	16,200	9,500	6,700	7,400	8,800
		8	900	16,800	9,800	7,000	7,600	9,200
		10	1,000	18,100	10,300	7,800	7,800	10,300

分離接触ばっ気型	12	1,100	21,400	12,800	8,600	10,000	11,400	
	15	1,250	23,300	13,500	9,800	10,400	12,900	
	20	1,500	26,300	14,600	11,700	10,800	15,500	
	5	1,150	22,000	13,100	8,900	10,200	11,800	
	6	1,300	23,900	13,600	10,300	10,300	13,600	
	7	1,420	25,300	14,100	11,200	10,500	14,800	
	8	1,600	27,600	15,000	12,600	11,000	16,600	
	10	1,810	30,100	15,900	14,200	11,300	18,800	
	12	2,110	33,800	17,300	16,500	12,000	21,800	
	15	2,560	39,400	19,300	20,100	12,800	26,600	
	20	3,260	49,500	24,100	25,400	15,900	33,600	
	分離ばっ気型	5	1,390	25,000	14,100	10,900	10,600	14,400
		6	1,550	26,900	14,600	12,300	10,700	16,200
		7	1,750	29,400	15,700	13,700	11,300	18,100
		8	1,950	31,900	16,500	15,400	11,600	20,300
10		2,290	36,100	18,200	17,900	12,500	23,600	
12		2,610	40,000	19,600	20,400	13,000	27,000	
15		3,100	47,500	23,200	24,300	15,400	32,100	
20		3,980	58,400	27,400	31,000	17,400	41,000	

別表第2(第4条関係)

収集量	清掃料
1,000リットル以下	5,800円
1,001リットル以上3,000リットル以下	7,900円
3,001リットル以上5,000リットル以下	9,400円
5,001リットル以上7,000リットル以下	10,800円
7,001リットル以上	12,200円

別表第3(第4条関係)

適用条項等		補助額
第4条第6項第1号		補助基本額全額又はその都度状況を調査して決定する額
第4条第6項第2号及び第3号	生活保護法の規定による扶助又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受けている者が浄化槽を使用しているとき。	補助基本額全額
第4条第6項第4号		補助基本額全額又はその都度状況を調査して決定する額